

序章 文化財保存活用地域計画について

第1節 計画作成の背景と目的

津久見市（以下「本市」という。）は、大分県の南東部に位置し、豊後水道に面した海沿いの都市である。三方を鎮南山・姫岳・碁盤ヶ岳・彦岳等の山地によって馬蹄形に囲まれ、市街地を形成する平坦地は、青江川、津久見川の谷底平野と海岸線の小さな平地に限られる。豊後水道沿岸は典型的なリアス海岸で、複雑な海岸線をもつ。また、四浦半島突端に位置する保戸島、その沖合に浮かぶ地無垢島、沖無垢島の三つの島をはじめとして大小16の島々が点在し、その数は県下の自治体で最も多く、本市の地勢の大きな特徴の一つともいえる。

さらに、本市は山地に囲まれることから季節風の影響が小さいため、気温の年較差の小さい温暖な気候の中で、古くから様々な自然の恵みを受けてきた。

こうした豊かな自然は、この地に様々な歴史や文化、伝統を生み出し、先人のたゆまぬ努力により継承され、地域の資源として本市固有の地域性を形成してきた。

江戸時代から続いてきたみかん栽培を中心とした農業や漁業、石灰石を中心とした鉱業は、明治・大正時代になってさらに発展し、今なお本市の基幹産業として重要な位置を占めている。同時に、津久見扇子踊りや堅浦霜月祭りの芸能等は、本市の歴史や風土に根差した伝統行事として四季折々に催され、豊かな文化性と感性は失われることなく続いている。

しかし、近年、文化財を取り巻く社会情勢は大きく変化している。本市も例外でなく、人口減少と少子高齢化が進み、文化財を次世代に引き継ぐための担い手が不足し、継承や維持が困難な状況である。保存・管理が難しい文化財も多くなり、これらの文化財の中には、滅失・散逸のおそれさえも出ている。また社会環境の変化や価値観の多様化により、市民の地域固有の歴史文化への関心は低下し、文化財に対する興味・関心の希薄化を招いている。こうした傾向は、今後もより一層顕著になっていくことが予想され、文化財の保存・活用に向けた取組を進めていく上で大きな課題である。

こうした中、国は文化財の滅失・散逸を防ぐことを緊急の課題として、平成30年（2018）に文化財保護法を改正した。これを受けて、大分県教育委員会でも、大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財の価値を発見し、様々な地域の資源として活用することで地域を豊かにし、さらにその価値を共有することを通して保護体制の充実を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的に、令和3年（2021）3月に『大分県文化財保存活用大綱』を策定した。

このような背景や動向を踏まえて、津久見市教育委員会は、市内の多種多様な文化財を総合的に見直し、適正な保存・活用を図り、確実に次世代へ継承するため、これまでの取組を継続・発展させ、地域で育まれてきた固有の歴史文化や文化財そのものを活かしたまちづくりに取り組むことを目的として、文化財保護法第183条の3に基づく『津久見市文化財保存活用地域計画』（以下「地域計画」という。）を作成した。